

重要事項説明書

地域密着型介護老人福祉施設 ゆうなぎホーム

当施設はご契約者に対して地域密着型介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい事を次の通り説明します。

目次

- 1, 施設経営法人
- 2, 利用施設
- 3, 居室の概要
- 4, 職員の配置状況
- 5, 当施設が提供するサービスと利用料
- 6, 苦情の受付について
- 7, 事故発生時、緊急時の対応
- 8, 人権の擁護及び虐待防止のための措置
- 9, 非常災害対策について
- 10, 個人情報について
- 11, その他

1, 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 山陰家庭学院
- (2) 法人所在地 島根県松江市島根町大芦5707番地
- (3) 電話番号 0852-85-3603
- (4) 代表者氏名 理事長 澤 真吾

2, 利用施設

- (1) 施設の種類 地域密着型介護老人福祉施設
(平成25年6月1日指定・3290100431号)
- (2) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設 ゆうなぎホーム
- (3) 施設の所在地 島根県松江市島根町野波 2318 番地 3
- (4) 電話番号 0852-85-9700
- (5) 管理者 出羽 雄二
- (6) 開設年月日 平成25年6月1日
- (7) 入所定員 29人
- (8) 施設の目的 施設は、ご契約者一人一人の意志及び人格を尊重し、個室及び個室に隣接した共同生活室(以下「ユニット」という)において施設サービス計画に基づき、可能な限り在宅生活への復帰を念頭に置き入居前の居宅における生活と

入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいてご契約者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援します。

(9) 運営方針

- ①ご契約者の意志及び人格を尊重し、その立場に立った施設サービスを提供します。
- ②明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等行政諸機関および福祉サービス提供事業者との密接な連携に努めます。

3, 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備 考
個室(1人部屋)	29室	ユニット型個室
ユニット数及び ユニット毎の居室数	3 ユニット	名称 のぞみ、おもいやり、やさしさ 3 ユニット ●のぞみユニット・・・10 人 ●おもいやりユニット・・・10 人 ●やさしさユニット・・・9 人
共同生活室	3室	
浴室	2室	一般浴槽 1 室 特殊浴槽 1 室
医務室・静養室	1室	

※居室の変更 :ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室の変更をする場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

4, 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	事業者の指定基準	配置職員(常勤換算)
1, 施設長(管理者)	1 名	1 名配置
2, 生活相談員	1 名	1 名(常勤)配置
3, 介護職員	10 名以上(常勤換算法)3:1 ユニットリーダーをユニット毎に 配置	10 名以上配置 ユニットリーダーを配置
4, 看護職員	1 名	1 名以上配置(内 1 人は常勤)
5, 機能訓練指導員	1 名(兼務)	1 名(本体施設勤務)配置
6, 介護支援専門員	1 名(兼務)	1 名(本体施設勤務)配置

7, 嘱託医(内科 歯科)	必要数	内科医 1 名 配置 歯科医 1 名 配置
8, 管理栄養士	1 名 (兼務)	1 名(本体施設勤務)配置

- 施設長…………… 施設運営に関する全てについて責任をもって管理します。
- 介護職員…………… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
- 生活相談員…………… ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員…………… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 機能訓練指導員…………… ご契約者の機能訓練計画を作成し訓練を行います。
- 介護支援専門員…………… ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- 嘱託医…………… 内科医が往診(2週に1回)し、ご契約者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。
歯科医師が往診(1ヶ月に1回)し、ご契約者に対して口腔内の管理及び療養上の指導を行います。
- 管理栄養士…………… 栄養、身体の状態・嗜好を考慮した献立の作成をします。

【主な職種の勤務体制】

職種	勤務時間	
介護職	早 出	7:00～16:00
	日 勤	9:00～18:00
	遅 出	10:00～19:00
	夜 勤	16:00～10:00
看護職	日 勤	9:00～18:00
嘱託医	内科医	月 2 日
	歯科医	月 1 回

5, 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス

【サービスの概要】

- ①居室の提供
- ②食事

- ・当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・食事は基本的にゆうなぎ苑で調理した食事を提供します。
- ・ご契約者の生活リズムに合わせて食事を提供します

食事時間の目安	朝食	7:30 ~
	昼食	11:30 ~
	夕食	17:30 ~

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。体調を考慮に入れます。
- ・集団感染症が起きた場合は、入浴回数を制限します。
- (特殊浴槽による入浴もできます。)

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員による、ご契約者の心身等の状況に応じた、日常生活機能の回復や減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

- ・嘱託医や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他 自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

【利用料金(1日当たり)】

- ・利用料金については、別紙にてご説明します。
- ・当法人は社会福祉法人等利用者負担額軽減制度対象施設です。

(2)当施設が提供する基準介護外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

【サービスの概要と利用料金】

①特別な食事

ご契約者の希望に基づいた特別(サービス提供以外)な食事を提供します。

利用料金 要した費用の実費 (例 店屋もの)

②理容・美容

理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金 1回当たり2000円

③レクリエーション・クラブ活動

ユニットを中心とした季節を感じることでできる行事、活動を行います

利用料金:材料費等の実費

④日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担していただきます。

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、料金を変更することが

ありますが、その場合には、事前に変更の内容及び事由について2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月の翌月10日前後に郵送にて請求させていただき25日に指定口座より引き落としさせていただきます。領収書は引き落とし確認後翌々月の10日前後に郵送させていただきます。

尚、引き落としにかかる手数料はご契約者負担とさせていただきます。

(4)受診について

ご契約者の希望等も考慮し、以下の協力医療機関又は専門医への受診や入院治療受けることとします。

(尚、緊急を要する場合、総合医療機関へ救急搬送や受診等を行います。)

【嘱託医】	入江内科医院	松江市西川津町766-5
	おすか歯科医院	松江市黒田町23-4

【協力医療機関】

松江赤十字病院	松江市母衣町200
八雲病院	松江市大庭町1460-3
鹿島病院	松江市鹿島町名分243-1

【在宅医療支援ネットワーク】

松江記念病院	松江市上乃木 3-4-1
--------	--------------

6, 苦情受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情や相談は以下の窓口までお申し出下さい。

苦情受付窓口

苦情受付責任者	管理者	出羽 雄二
苦情受付担当者	副施設長	杠 健造
受付時間	9時 ~17時(月曜~金曜)	
電話番号	0852-85-9700	

また苦情受付箱を玄関ホールに設置しております。

(2)行政機関その他の苦情受付機関

松江市介護保険課	0852-55-5689
島根県国民健康保険団体連合会	松江市学園1丁目7番14号
	0852-21-2811
	9時~17時(月曜~金曜)

7, 事故発生時、緊急時の対応

- (1)管理者は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人(家族等)に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2)前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。
- (3)入所者の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関及び当該入所者の家族への連絡等必要な措置を講じると共に、管理者に報告します。
- (4)家族等への緊急連絡網の整備を行います。
- (5)事故発生の防止、発生時、発生後の適切な対応(リスクマネジメント)を推進するため、安全対策担当者を定め、組織的な安全体制の整備に努めます。

8, 人権の擁護及び虐待防止のための措置

- (1)施設における人権の擁護、虐待の防止のための対策を検討する虐待防止委員会を設置し、定期的に委員会を開催し、その結果を従業者に周知します。
- (2)法人が定める「高齢者施設・事業所における虐待防止マニュアル」に基づき、対策及び対応します。
- (3)施設において、従業者に対し、人権の擁護・虐待防止のための研修を定期的に行います。
- (4)施設において、管理者を虐待防止責任者とし、虐待防止担当者を配置し、人権の擁護・虐待の防止等を啓発・普及します。

9, 非常災害対策について

- (1)非常災害に関する具体的計画(非常災害対策計画・消防計画・土砂災害時の避難計画・事業継続計画等)を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を地域住民と連携し行います。
- (2)入所者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。
- (3)施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けます
- (4)施設は、消防法令に基づき、非常災害等に対して防災委員を定め、具体的な消防計画等の防災計画をたて、従業者および入所者等が参加する消火、通報および避難訓練を原則として実施。そのうち年1回以上は夜間訓練または夜間を想定した訓練とします。
- (5)入所者等は、防災等の緊急事態の発生に気づいたときは、ナースコール等最も適切な方法で、従業者に事態の発生を知らせるものとします。
- (6)施設の火災通報装置は、煙感知や熱感知の作動によって、自動的に消防署に通報される装置を設置します。また、居室にはスプリンクラー装置を設置します。
- (7)施設は、適切な量の備蓄食料品を準備します。
- (8)火災避難訓練 年2回以上
- (9)総合防災訓練 年1回
- (10)土砂災害時の避難訓練 年1回

- (11)非常災害発災後において、入所者への介護等を継続的に行うとともに、非常体制下での早期の業務再開を図るための業務継続計画に則り、適切な対応を行います。
- (12)各計画については、定期的な見直しを行い、必要に応じて変更していきます

10, 個人情報について

- (1)個人情報については、法人の基本指針に基づいた取扱いを行います。ご契約者又は家族の方との同意を取り交わします。

11, その他

(1)身体拘束の取り組みについて

当施設では、身体拘束については、原則としては行いません。嘱託医の判断の下、例外的に行う場合においては、本人又は、家族との同意書を取り交わすことになっております。

(2)第三者機関による評価については実施していません。

(3)施設利用に当たっての留意事項について

施設内では、次の行為をしてはならないことにしています。

- 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること
- 政治活動、宗教、習慣等により、他人の権利・自由を侵害したり、人を誹謗、中傷、排撃したりすること
- 指定した場所以外で火気を用いること
- 所定場所以外で喫煙をすること
- 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること
- 故意に施設の設備もしくは備品に損害を与え、または無断でこれを施設外に持ち出すこと

重要事項説明日 年 月 日

地域密着型介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

地域密着型介護老人福祉施設 ゆうなぎホーム
説明者 職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

同意者 氏名

印

ご契約者との続柄

重要事項説明書 令和7年2月～